

## ふるさと納税ワンストップ特例制度について

県や市などの地方公共団体への寄附（ふるさと納税）について税控除を受けるためには、原則として確定申告等の申告手続きが必要となりますが、**給与所得者などの一定の要件に該当する方が寄附を行う場合に限り**、寄附先の団体に申告特例の手続きを行うことによって個人での申告手続きを要せずに、所得税の控除額と住民税（個人市・県民税）の控除額を合わせた額が、お住まいの市町村に納めるべき住民税の額から控除されます。

ワンストップ特例制度の対象となる寄附者の方で、当該制度による寄附金税額控除をご希望される場合には、別添の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」（第55号の5様式）を寄附先の団体までご提出ください。

### ワンストップ特例制度の対象となる方

次の①、②のいずれにも該当する方

- ① 年末調整を行う給与所得者の方など、寄附金控除の申告がなければ確定申告も市民税・県民税の申告も必要がない方
- ② ワンストップ特例を申請して寄附をする団体数が1月1日から12月31日の間で5団体以下であると見込まれる方

### 注意事項

- 1 寄附を複数回行う場合は、寄附をする毎に申請書の提出が必要となります。
- 2 確定申告又は市民税・県民税の申告が行われた場合、ワンストップ特例制度は適用されません。ワンストップ特例申請後に確定申告等が必要となった場合には、寄附金控除を含めた内容での申告手続きが必要となります。
- 3 年間5団体を超えて特例申請がなされた場合にはワンストップ特例制度は適用されません。
- 4 ワンストップ特例申請後に住所が変更となる場合には、寄附をした年の翌年1月10日までに、別途「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」（第55号の6様式）を寄附先の団体へご提出ください。  
変更届出書の提出がない場合、ワンストップ特例制度は適用されません。

### マイナンバー（個人番号）について

マイナンバー制度の導入に伴い、ワンストップ特例制度の申請に「マイナンバー（個人番号）」が必要になりました。

- 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」および「申告特例申請事項変更届出書」にマイナンバーを記入いただく必要がございます。
- 申告特例の申請の際に、個人番号確認書類および本人確認書類※を合わせてご提出いただく必要がございます。

※個人番号確認書類および本人確認書類の例

	マイナンバーカードを所有している方	通知カードを所有している方	マイナンバーカード・通知カードの両方を所有していない方
個人番号確認書類	マイナンバーカードの裏面の写し	通知カードの写し	個人番号が記載された住民票の写し
本人確認書類	マイナンバーカードの表面の写し	下記の身分証のいずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 運転経歴証明書</li> <li>・ 旅券（パスポート）</li> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> <li>・ 在留カード</li> <li>・ 特別永住者証明書</li> </ul>	下記の身分証のいずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 運転経歴証明書</li> <li>・ 旅券（パスポート）</li> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> <li>・ 在留カード</li> <li>・ 特別永住者証明書</li> </ul>

寄附金税額控除の適用イメージ



相模原市にワンストップ特例制度を申請する場合は、申告特例申請書、個人番号確認書類および本人確認書類を以下提出先までご郵送ください。

提出先：〒320-8790

日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局  
 私書箱第64号 株式会社新朝プレス  
 相模原市ふるさと納税サポートセンター 宛

※申告特例申請事項変更届出書の提出先は、ワンストップ特例申請書を提出した団体（寄附先の団体）となります。

※寄附による控除額など、税に関するご質問はお住まいの市区町村の税務担当部署へお問合せください。